

鳥取市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第12号

鳥取市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

鳥取市社会福祉審議会条例（平成29年鳥取市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童福祉」の次に「及び精神障害者福祉」を加える。

第7条第1項中「心身障害福祉専門分科会」を「心身障がい福祉専門分科会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。